

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（第五条関係）

改 正 案

（特許法の準用）

第十三条 特許法第四十三條第一項から第四項まで並びに第四十三條の二第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三條第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三條の二第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、同項中「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（第二項略）

（意匠法の準用）

第十七條の二（第一項略）  
 2 意匠法第十七條の四の規定は、前項又は第五十五條の二第二項（第六十條の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第十七條の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

（商標権の設定の登録）

第十八條（第一項から第三項まで略）  
 4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善

現 行

（特許法の準用）

第十三条 特許法第四十三條並びに第四十三條の二第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三條第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三條の二第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、同項中「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（第二項略）

（意匠法の準用）

第十七條の二（第一項略）  
 2 意匠法第十七條の四の規定は、前項又は第五十五條の二第二項（第六十條の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第十七條の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

（商標権の設定の登録）

第十八條（第一項から第三項まで略）  
 4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

5) 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に對し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(存続期間の更新登録の申請)

第二十条 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録の登録番号
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項  
(第二項以下略)

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてはその商標又はこれに類似する商標の使用をしてきた結果、その商標登録出願の際(第九条の四の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際(現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてそ

(存続期間の更新登録)

第二十条 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録の登録番号
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項  
(第二項以下略)

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてはその商標又はこれに類似する商標の使用をしてきた結果、その商標登録出願の際(第九条の四の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二第二項(第六十条の二第一項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際(現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてそ

の商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者について、同様とする。

(第二項略)

(損害の額の推定等)

第三十八条

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2| 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

3| 商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4| 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

の商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者について、同様とする。

(第二項略)

(損害の額の推定等)

第三十八条

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

2| 商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3| 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(登録料)

第四十条 (第一項から第三項まで略)

4| 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

5| 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6| 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 (第一項から第四項まで略)

5 第四十条第三項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

(第六項略)

第四十六条の二 (第一項略)

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号又は第五号に該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (第一項略)

2| 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべ

(登録料)

第四十条 (第一項から第三項まで略)

4| 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 (第一項から第四項まで略)

5 第四十条第三項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

(第六項略)

第四十六条の二 (第一項略)

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号又は第五号に該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にする旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (第一項略)

き旨の審決をするときは、この限りでない。

- 3| 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

(審判の規定の準用)

- 第六十条の二 第四十三条の三、第四十三条の五から第四十三条の九まで、第四十三条の十二から第四十三条の十四まで、第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条第三項、第三百五十四条、第三百五十五条第一項並びに第三百五十六条並びに第五十六条第二項において準用する同法第三百五十五条第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

- 2| 第五十五条の二の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

- 3| 第五十六条の二の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)

- 第六十三条 取消決定又は審決に対する訴え、第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する第十六条の二第一項の規定による却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(第二項略)

(登録料)

- 第六十五条の七 (第一項及び第二項略)
- 3 第四十条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合に準

- 2| 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

(審判の規定の準用)

第六十条の二

- 1| 第五十五条の二の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

- 2| 第五十六条の二の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)

- 第六十三条 取消決定又は審決に対する訴え、第五十五条の二第二項(第六十条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する第十六条の二第一項の規定による却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(第二項略)

(登録料)

- 第六十五条の七 (第一項及び第二項略)
- 3 第四十条第三項及び第四項の規定は、前二項の場合に準用す

用する。

(防護標章登録に基づく権利の附随性)  
第六十六条 (第一項から第三項まで略)

4 第二十条第四項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第二十一条第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後第二十一条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (第一項から第三項まで略)

4 第四十三条の二から第四十六条の二まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中、第三条、第四条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第五号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつているとき」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反することとなつたとき」と読み替えるものとする。

(第五項略)

(手続の補正)

第六十八条の二 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属し

る。

(防護標章登録に基づく権利の附随性)  
第六十六条 (第一項から第三項まで略)

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (第一項から第三項まで略)

4 第四十三条の二から第四十六条の二まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中、第三条、第四条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四条」と、同項第四号中「条約」と読み替えるものとする。

(第五項略)

(手続の補正)

第六十八条の二 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をする

ている場合に限り、その補正をすることができる。

(商標登録証等の交付)

第七十一条の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。

2) 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 第四十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)(の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(第二条第四項に規定する営業秘密をいう。))が記載された旨の申出があつたもの
  - 二 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの
  - 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- 2) 特許庁長官は、前項第一号又は第二号に掲げる書類について同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

ことができる。

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については、この限りでない。

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第十七条の二第二項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項(第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)、第四十三条の四第三項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者

四 第七十二条第一項の規定により証明を請求する者

五 第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

(第二項及び第三項略)

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)(は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第十七条の二第二項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項(第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)、第四十三条の四第三項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第七十二条の規定により証明を請求する者

四 第七十二条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

五 第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

(第二項及び第三項略)



5| 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6| 第一項又は第二項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

7| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

8| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第七十七条 (第一項略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と、同法第十四条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と、同法第十七条第三項中「二」が「二」

く命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは

二の

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同

4| 第一項又は第二項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

5| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

6| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第七十七条 (第一項略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と、同法第十四条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と、同法第十七条第三項中「二」が「二」

く命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは

二の

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同

時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の

規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき

と、同法第十八条の二第一項中「できないもの」とあるの

は「できないもの（商標法第五条の二第一項各号）同法第六十八  
条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを  
除く。」と読み替えるものとする。

（第三項以下略）

（過料）

第八十三条 第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八  
条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条  
第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）に  
おいて、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合  
を含む。）において準用する特許法第七十四条第三項におい  
て、第六十二条第一項（第六十八条第五項において準用する場  
合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項におい  
て、又は第六十二条第二項（第六十八条第五項において準用す  
る場合を含む。）において準用する同法第五十八条第三項にお  
いて、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する  
民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁  
又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、  
十万円以下の過料に処する。

附則

（拒絶査定に対する審判における特則）

第十六条（第一項略）

2| 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十  
四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の

規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき

と、同法第十八条の二第一項中「できないもの」とあるの

は「できないもの（商標法第五条の二第一項各号に該当するも  
のを除く。）」と読み替えるものとする。

（第三項以下略）

（過料）

第八十三条 第四十三条の八（第六十八条第四項において準用す  
る場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四  
項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第  
六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用  
する特許法第七十四条第三項において、第六十二条第一項（  
第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準  
用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二  
項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）におい  
て準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第  
一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁  
判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処す  
る。

附則

（拒絶査定に対する審判における特則）

第十六条（第一項略）

ただし、次条第一項において準用する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。